平成２３年（フ）第１０８２号
大阪府松原市天美南６丁目６番７号
債務者　安川　俊夫
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０７号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番79号　306
債務者　川口　誠司
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１９号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番314―305号
債務者　ヤマハユーショップワウこと　日高　真操
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２８号
埼玉県南埼玉郡白岡町西５丁目13番16
債務者　原田　昌典
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
埼玉県行田市大字南河原629番地６
債務者　平野　光子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６４６号
兵庫県宝塚市寿楽荘８番13号
債務者　善見　晏久
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市児玉町太駄1971番地
債務者　中里　功一
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　猛美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７７５号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字南本会下22番地　コットンヒルズ103号
債務者　伊藤　種夫
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字下地ケ谷21番地の６
債務者　沼田　晃知
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅６棟22号
債務者　柿原　隆浩
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１０５号
さいたま市南区文蔵４丁目３番９号
債務者　中村美枝子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７９号
愛知県愛西市須依町元屋敷26番地７
債務者　宇良たみ子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山路　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５９号
千葉県佐倉市西志津６丁目10番１号　レオパレス志津108号
債務者　橘　　和寛
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９４号
三重県伊勢市宇治浦田２丁目11番７号
債務者　鴻本　太志
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１２１５号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　ＳＳＳ浦和第２寮
債務者　塩手　雄二
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３２号
埼玉県北本市栄７番地　２―12―202
債務者　石田　晴美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目14番地17
債務者　濱元　敬洋
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部